

日程第2. 一般質問

○議長（松尾徹郎君）

日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き、通告順に発言を許します。

田中 立一議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。〔12番 田中 立一君登壇〕

○12番（田中 立一君）

おはようございます。市民ネット21、田中 立一です。

発言通告に基づき、一般質問を行います。

1、健康づくりセンター「はびねす」第1期工事の入札について。

健康づくりセンターはびねすのプール増築工事をはじめ、3件にわたり発覚した元市職員の関わった県単価漏えいについて、以前はなかったのか。

平成18年度の同施設はびねす第1期工事の設計業務委託は、実施設計までされたが発注に至らず、同22年に同じ担当者、同じ受託業者が実施設計を行い、施工された。

昨年の12月定例会一般質問において、当時の入札関係で保存されている資料の確認と県単価漏えい等の有無について調べていただいたところ、保存されている資料には突合もしたが県単価漏えいなどの不正は存在しないという答弁を頂いた。

私も自分自身で確認をしたいと思い、資料請求を行った。1月末頃に手元に届き、拝見しているところであるが、以下伺う。

(1) 最初（平成18年）の発注にまで至らなかった成果品の単価根拠凡例及び内訳書の中に、県単価の表示が見られることについて。

(2) 平成22年の市の発注図書の内訳書は、平成18年の業者による成果品と同じ書式であるが、糸魚川市の書式か。

2、駅北大火復興市営住宅実施設計業務委託について。

(1) 実施設計業務委託において求められている追加業務の中で、データ保存等されている資料の存在を確認できたが、「構造計算適合性判定申請書」については「なし」という返答だった。当時の経緯と対応について伺う。

(2) 復興市営住宅新築工事に係る監理業務委託の監理面積について、これまで「国土交通省の『官庁施設の設計業務等積算基準・要領』を適用するなら、建築基準法上の面積であり、確認済証などに含まれていないバルコニーや共用廊下等は対象にならない」と指摘してきたところであるが、国や県にも確認したところ、私と同じ見解であったことから、以下伺う。

① 改めて監理面積についての所見を伺う。

② バルコニーや共用廊下を監理面積に含めるなら、建築基準法にのっとり、確認申請等の面積に含めるべきでなかったか。なぜ含めなかったか。

③ 誰がこの対象面積にバルコニー等を含めることにし、1,736平方メートルと積算し、

決定したのか。

3、公文書の保存と管理について。

市の公文書は、規定により保存・管理されているが、その保存状況と国が推奨している電子媒体で作成・保存するデジタル化への取組について、どのように捉えているか。現状と対応を伺う。

4、糸魚川市の農林水産業について。

(1) 中山間地域等直接支払制度について。

- ① 第5期の中間点を過ぎたが、新たな諸課題はあるか。
- ② 修正・見直し等が図られた点はあるか。
- ③ 先日の報道では「対象となる県内753地域のうち46地域（6%）が取組中止、一部の農地を除外して取り組むとしたのは385地域（51%）の意向」という調査結果が示された。「急傾斜地など条件の悪い場所を中心に農地が減少するおそれがあることが浮き彫りとなった。」とある。市の現状と対応を伺う。

(2) 林業について。

森林環境譲与税は「市町村においては、間伐等の『森林の整備に関する施策』と人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の『森林の整備の促進に関する施策』に充てること」とされ、市町村による森林整備の財源として、令和元（2019）年度から、市町村と都道府県に対し譲与されている。

来年度から森林環境税の導入が予定されているが、市にこれまで交付された森林環境譲与税額と主な使途は何か。また、今後どのように活用するか考えを伺う。

(3) 水産業について。

- ① 筒石海岸に漂着した大量のイワシ等の原因と対応について伺う。
- ② サケの遡上の状況と対応について伺う。

以上、よろしく申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

おはようございます。

田中議員のご質問にお答えいたします。

1番目の1点目につきましては、凡例に対応する内訳書には関連性が認められません。

2点目につきましては、市指定の書式ではありませんでした。

2番目の1点目につきましては、設計業務を進める中で、構造計算適合判定が不要となり、申請書の作成は行わなかったものであります。

2点目の1つ目につきましては、実務として工事監理をしていただいている面積を監理面積としたものであります。

2つ目につきましては、建築基準法における確認面積の床面積は、共用廊下等を含めない規定となっているものであり、監理面積とは異なるものであります。

3つ目につきましては、設計者及び市として判断して、決定いたしております。

3番目につきましては、文書規定に基づき保存しており、定められた保存年限が経過した文書については、各課において廃棄しております。行政文書の作成保存をデジタル化することは、文書の適正管理に効果的と考えており、令和5年度中の稼働に向け、システムの構築に取り組んでおります。

4番目の1点目の1つ目につきましては、協定への参加者の減少や高齢化により交付額に見合う、活動量が確保できなくなっていることが、課題であると捉えております。

2つ目につきましては、加算金の取扱いが変更になっております。

3つ目につきましては、現在、集落戦略策定のための協議を進めており、営農をやめる土地の適正管理を含めた集落戦略の実現に向け、地域の実態に応じた支援を行ってまいります。

2点目につきましては、令和4年度までで約1億2,600万円と見込んでおり、今後とも、森林整備の促進、人材育成、木材利用の促進、普及啓発の4つの柱のバランスを考慮し、活用してまいります。

3点目の1つ目につきましては、原因は不明ですが、県水産海洋研究所では、イルカなどの海洋生物によって追い詰められた可能性があるというようにしております。

2つ目につきましては、当市を含め全国的に回帰率が減少している中、海洋高校等による新たなふ化放流の取組も始まっていることから、今後も関係機関と連携をし、支援してまいります。

以上、ご質問にお答えいたしました。再度のご質問によりましては、所管の部・課長からの答弁もありますので、よろしくお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。

○12番（田中立一君）

質問の順序を、すいません、イワシからさせていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

全国の海で異常な出来事が、今年に入ってからでも数多く発生しておりますが、筒石海岸へ大量に漂着したイワシは、本当に全国にも注視されていたところでもあります。大変な作業をされた作業の方、あるいは地域整備部は、今回、県の管理地ということで対応に当たられたんですけれども、非常に大変な作業、頭の下がる思いでございました。場所によっては、今度、市の管理になっているところ、市が対応しなければならなかったのではということもあるので、改めて、今回ここで聞かせていただきたいと思います。

まず、最初の答弁で、大量に漂着した原因は不明ということですが、まだ調べていくのでしょうか、いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

木島農林水産課長。〔農林水産課長 木島美和子君登壇〕

○農林水産課長（木島美和子君）

お答えします。

原因の究明については、県のほうとしても今後続けるというようなお話は今のところ聞いており

ません。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。

○12番（田中立一君）

青森とか北海道とか全国でこの現象が発生していて、それぞれ事情が違う、原因が違うようですが、できれば、続けて調査をしていただきたいなと思います。そもそも筒石海岸には、どれだけの量のイワシが漂着したんでしょうか、できればトン単位でお願いできればと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

猪又環境生活課長。〔環境生活課長 猪又悦朗君登壇〕

○環境生活課長（猪又悦朗君）

おはようございます。

それでは、私のほうからは、県が発表する資料に基づきまして、ご報告させていただきます。

内訳としまして、全体では約250トンということでございます。資料では、おおむね500キロということで書かれておりますので、こちらのほうに実際の497袋というものを掛け合わせて出した数字でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。

○12番（田中立一君）

そのうち、市の焼却施設で焼却した量があるかと思うんですけれども、市の焼却の稼働する可能な量に対して、問題はなかったのかどうか、併せてお願いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

猪又環境生活課長。〔環境生活課長 猪又悦朗君登壇〕

○環境生活課長（猪又悦朗君）

当清掃センター焼却施設の容量としましては、48トンということであり、そのうちの3トンが災害廃棄物等に対応するということで対応しております。

今回につきましては、こういった緊急事態というところもございましたので、当市としましては、マックスとして10トンまで受け入れるということで、県のほうにはご報告させていただいたところでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。

○12番（田中立一君）

マックスで10トン、今回の総量は250トンということで、全部市が対応しなければならなか

った場合のことをこれから考えなきゃいけないんじゃないかなと思いますし、それから、どう見てもこの可能性といたしましょうか、稼働に対して、これだけやってるわけにもいかないわけですから、他市との連携、あるいは県との連携、そういったものも対策を考えていかなきゃいけないんじゃないか、その辺の対応はどのように考えています。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

猪又環境生活課長。〔環境生活課長 猪又悦朗君登壇〕

○環境生活課長（猪又悦朗君）

お答えします。

まさに議員のほうから、今お話のあったとおりの対応が、今後必要だと思っております。当市の受入れが限られているということで、今回県に対しても、そういった他の民間施設であったり、自治体への受入れを、こちらのほうから助言をしたというところがございます。今後そういった関係機関、団体等と、しっかりと私ども連携を取っていくような体制を確保していくということで考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。

○12番（田中立一君）

それから、このイワシ、当初生きてたもんですから、拾われた方もおられるんでないかと思うんですけども、後に、イワシに触れたり食べたりしないようにという周知がされたようなんで禁止されたんですが、まず、この周知はどのように行われて、それから、これはどのような法律か何かののっとなって行われたものなのか、ご存じでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

猪又環境生活課長。〔環境生活課長 猪又悦朗君登壇〕

○環境生活課長（猪又悦朗君）

周知につきましては、県のほうで行っておりますので、その具体的な方法については、私ども承知はしていないというところでございます。

ただ、基本的に海岸漂着物として、今回、県が先に考えましたのが、いや、一般廃棄物ということで考えておりますので、そちらの対応の法律に従って、拾って食べないようにというところも出されたのではないかとこのふうを考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。

○12番（田中立一君）

住民の話聞いてますと、こういう周知、広報の仕方というのは、市が市民の安全のためにも含めて、率先してやってもらうべきじゃなかったかなという声が聞かれるんですが、これはいかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

猪又環境生活課長。〔環境生活課長 猪又悦朗君登壇〕

○環境生活課長（猪又悦朗君）

今回の対応につきましては、海岸漂着物、筒石の海岸ということで、県の責任において行われた。いわゆる住民に対しても、県がしっかりと責任を持ちながら対応したというふうに考えております。

その中で、市としましては、市の責任である一般廃棄物の受付、受入れの協力体制を取っていったということで、それぞれの立場立場の中で、しっかりと責任分担が行われて処理をされていたというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。

○1 2番（田中立一君）

数年前にも、鬼伏にも漂着したりして、今後の可能性もあるし、1つの課題じゃないかなと思うので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

埋却してから、もう十日たちました。非常にまだ臭いが漂っていますし、油汚れもひどいですね。窓ガラス、あるいは車、もう洗車が大変だという声を聞きますけども、埋却してからのその辺の確認や調査というのは、市のほうではされてますでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

猪又環境生活課長。〔環境生活課長 猪又悦朗君登壇〕

○環境生活課長（猪又悦朗君）

現在は、県の広報等にもございますとおり、県のほうで責任を持って定期的なパトロールを行っているというふうに聞いております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。

○1 2番（田中立一君）

今回、砂地のところに埋却したわけですがけれども、当初よりも浅くなっただけなんです。何でそう浅くなったのか。それから、時間がたったらだんだん天気もよくなって温かくなってきて、ひび割れが心配されている。実際、ひび割れも起こってきてます。またそうすると、臭いがさらにきつくなってくるという心配が、住民の間で起こっております。いかがでしょうか。その辺は把握されてますでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

猪又環境生活課長。〔環境生活課長 猪又悦朗君登壇〕

○環境生活課長（猪又悦朗君）

深さにつきましては、広報のとおり、その状況を見て、適切に判断をされて、最終的には1メー

トル盛り上がる形で埋却場所もはっきりと分かるような形で対応されたというふうに考えております。

今後そういった砂地等々の地割れの対応につきましては、私どものほうからも県のほうに、そういった心配の声が上がっているということをお伝えしていきたいというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。

○12番（田中立一君）

先ほどから、これは県の対応なのでなかなか答えづらいところがあるように見受けるんですけども、この埋却に当たり、地元説明というのはどのようにされたのかなというふうに、住民に聞いても聞いてないと、回覧板は来たけどという話があるんですけども、その辺は把握されてますでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

木島農林水産課長。〔農林水産課長 木島美和子君登壇〕

○農林水産課長（木島美和子君）

県のほうで地元の自治会、それから漁業協同組合さん、漁師の皆さんに説明をし、理解を得たというようなお話は聞いております。

ただ、その中でどんな意見が出たかっていうのは、まだ私ども、承知はしておりません。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。

○12番（田中立一君）

どうも住民を集めて説明会をやったということはしてないように、私はいろいろ調査した中であるようです。

漁師さんたちは、どちらかというところでの埋却は不本意といいたいまいしょうか、望まないで、ほかの方法を訴えたいですね。聞いていないというなら、また後でその辺のところも確認してもらえたらと思うんですが、聞いていたら、その辺、後で教えてください。

それから、漁師さんたちの懸念材料、これは先ほどちらっと言いましたイワシの油が、これから流出してくるんじゃないかと。これが水産業に影響を与えるんじゃないか。特に、これから海藻とかそういったものに付着したら非常に困ると。非常に心配している声があるんですけども、市としては、その辺どのように把握し、対応を考えてますでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

木島農林水産課長。〔農林水産課長 木島美和子君登壇〕

○農林水産課長（木島美和子君）

説明会の中で、埋却に反対するという意見があったというのは、私も新聞報道等で存じておりま

す。ただ、臭いがきついという中で、処理を急ぎたいというところで埋却になったというふうに理解しております。

また、今後の漁業への影響につきましては、私のほうも海面に油が浮いてるということで心配していたところではありますが、影響は限定的というような見解を県のほうから聞いております。

また、一部の漁師さんにおいて、海底に沈んだ死骸が網に入るといような、声も聞いているところですが、場所が限定的なため、時間の経過とともに影響は少なくなるだろうというふうに考えております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。

○12番（田中立一君）

引き続き、その辺の観察というものをやっていただきたいなと思います。

青森のほうでは、過去に特産のホタテに影響があったという話もネットでは出ておりましたし、やはりいろんなところを、いつ、どのように影響が出てくるか、非常に大事な漁場でもありますので、しっかりと対応を、県ばかりじゃなくて市のほうでも率先してやっていただきたいと思いますが、その辺の考え、市長いかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

木島農林水産課長。〔農林水産課長 木島美和子君登壇〕

○農林水産課長（木島美和子君）

漁港海岸につきましては、国、県、市、それぞれに管理するエリアが決まっておりますので、まず、基本的には、その管理者、漁港管理者で対応するというのが基本だというふうに考えております。

ただ、その中で、住民の方が不安に思うような点がありましたら、関係機関が連携する中で、随時対応してまいりたいと考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。

○12番（田中立一君）

よろしくお願ひしたいと思います。

次に、その次の、サケの遡上ですけれども、特に私の頭の中で描いてるのは、能生川のサケの遡上が、かなり深刻な状況になっているように見受けるんですけれども。こういったイクラやそういった部分ばかりじゃなくて観光への影響というものもあるんじゃないかと思うんですが、その辺はどのように捉えていますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

木島農林水産課長。〔農林水産課長 木島美和子君登壇〕

○農林水産課長（木島美和子君）

観光への影響ということなのですが、能生川は、今年久しぶりにサケの回帰率がよかったということで喜んでいて、関係者の方も喜んでいてところではあるんですけども、やはり観光の1つの目玉として、ウライの設置というのがあるかと思えます。

ただ、ウライには、多額の費用がかかることから、ここ数年、回帰率が悪かった中で、内水面さんの負担というのかなり大きなものがございまして、今年最後にとということでお話は聞いております。残念なことではあります、内水面さんの今の体力的なもの、また経営的なものを考えると、致し方ない面が大きいのではないかと考えております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。

○12番（田中立一君）

先ほど市長答弁で、海洋高校が新たなふ化の取組という答弁がありましたけども、具体的に、これはどういうことなのでしょう。どうもこれ聞いてると、私の地元の白鳥川のことかなと思ってはいるんですが、もうちょっと詳しい情報があつたらお願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

木島農林水産課長。〔農林水産課長 木島美和子君登壇〕

○農林水産課長（木島美和子君）

海洋高校と能生の内水面漁業協同組合さんが連携しまして発眼卵放流という、サケを受精させて、眼が出るような形になるかと思えます。卵を直接河川の底のほうに設置して、その中でサケをふ化させるという方法になります。

通常は、サケの卵が生まれてから、ある程度の大きさになるまで餌をやって、生育させて海に放すというようなことなんですけども、発眼卵放流ですと、その間の管理がかからない、餌代もかからないといったことで、また、小さな河川でも対応ができるということで、作業する方の軽減も図られるということで、そういった点がメリットということで、今、研究を進めているところでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。

○12番（田中立一君）

さっき私ちらつと言ったんですけども、白鳥川で似たようなことをやっている話を聞いて、そのことかなということを確認したかったんですけども。もしそうなら地元の人への周知というのは、されているのかどうか。回覧板では回ってきたので私は見てるんですけども、果たして、これだけだけ知ってるのかなど。知らないことによって、この辺に何らかの影響があると困るんじゃないのかなと思うんですが、心配はないのでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

木島農林水産課長。〔農林水産課長 木島美和子君登壇〕

○農林水産課長（木島美和子君）

今の発眼卵放流の取組に関しましては、海洋高校の今のマイスターハイスクールの授業の一環としても取り組んでいるということで、市のほうにも成果報告があったり、あるいはその様子が新聞報道されたりといったことで、目にする機会はあるのかなというふうに思っております。

ただ、回覧板とかというような形で、地元の方へのお知らせという点では弱かった部分もあるのかなというふうに考えております。

河川への影響ということにつきましては、そういったことがないよう、河川管理者の理解も得ながらやっておりますので、また地元の方がご心配だというような点がありましたら、また対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。

○12番（田中立一君）

ぜひこの取組が成功して、また回帰率がさらに上がって、いい結果が出ることを期待しますが、これ結果が出るのは三、四年後になるわけですよね。ちょっとその辺確認を。結果が出るのは三、四年後になるわけですよね。どうなんでしょうか。

ぜひ海洋高校のこの取組、成功してもらいたいと思いますし、これに対しての市や内水面の関わりというのは、どのようになってくるんでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

木島農林水産課長。〔農林水産課長 木島美和子君登壇〕

○農林水産課長（木島美和子君）

まず、内水面さんのほうは、高校生の研究への協力といった形で、人的なサポートをしていただいております。また、市のほうも、関係機関と一緒にあって、この取組のほうに参加させていただいております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。

○12番（田中立一君）

それでは、1番からお願いします。

今、頂いた資料、この厚い、青いファイル、これの中に単価根拠凡例、で、記号が書いてありまして、Pが県単価というふうに書いてあります。中の内訳書がずっと続いているわけでありまして、この中にPの文字が備考欄にあるわけであって、これは、そのままその後続く建築、あるいは電気、それから機械設備等の凡例で間違いのないわけですが、まず、これを確認したい

と思いますが、いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

五十嵐都市政策課長。〔都市政策課長 五十嵐博文君登壇〕

○都市政策課長（五十嵐博文君）

おはようございます。

お答えをいたします。

田中議員に提供させていただいた工事費の積算図書工事費概要書と呼ばれるものは、建築、電気設備、機械設備、それぞれ3冊の別ファイルで構成されているものを一括まとめて議員のほうに提供をさせていただきました。そのうち、建築ファイルにのみ、この積算の単価根拠凡例というのが添付をされております。で、今ご指摘のあった凡例のところに、アルファベットのPとして県単価、平成19年度版という表記がございます。

ただ、しかしながら、その建築工事の積算内訳書の中に、そのPの表記というものは、建築工事の中にはPという表記はございません。

内訳書の中に県単価のPという表示があるよというご指摘は、恐らく、機械設備の内訳書の中にあるPというものをご指摘されているものと思います。この機械設備の内訳書には、Pの表記が県単価のことを指すとしみますと、今度ちょっと複雑なのですが、建築工事のほうのP以外の記述が電気、機械設備の内訳書の凡例と合いません。建築工事の内訳書のP以外の凡例をほかの電気設備、機械工事と比べてしまいますと、その凡例の文字が使われておらず、全然3冊がばらばらだということが確認できますので、そこは県単価の漏えいに、県単価がそこに示されていることはならないというふうに、市長答弁でお答えをしたものでございます。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。

○12番（田中立一君）

ちょっと分かりづらくて。要はこれは、この凡例は建築の部分だけであって、建築のほうにはPという文字はないから、関連性がないというふうに理解していいのでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

五十嵐都市政策課長。〔都市政策課長 五十嵐博文君登壇〕

○都市政策課長（五十嵐博文君）

お答えをいたします。

言葉だけで説明するのは非常に難儀なのですが、仮に建築工事の単価が、ほかの電気や機械のほうに、仮に適用されるとした場合に、今度、建築工事の凡例にある、アルファベットのMというところを見ていただきたいんですけど、M、これは見積もりを表す、業者見積もりを表す記号でございます。建築工事の内訳書のほうには、Mというような記述がされていますけど、電気と機械のほうの見積もりの部分には、実際にMという表記はされておらず、見積もり比較表とか比較というよ

うな表示がされておりました、それによりまして、この凡例が、電気、機械に適用されない。建築にのみ適用されているもので、建築の内訳書の中にPという表記がないことから、県単価の漏えいがないというような、何段階か間に理屈を挟んだような説明をしておるわけでございます。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。

○12番（田中立一君）

機械設備等の、あるいは電気のほうでもそうなんですけれども、この中にあるPというのは、これは県単価じゃないというふうに言うんでしょうか。

それから、その後に2とか3とか、そういう数字が書いてあるんですけれども、私も、これ県のほうの営繕課に行ってみてもらったところ、ざっとこれ見てただけなんですけれども、Pは県単価と、こちら凡例にあるんで県単価であり、2とか3というのは、それぞれの県のコードでしょうねという話なんですけども、その辺はいかがなんでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

五十嵐都市政策課長。〔都市政策課長 五十嵐博文君登壇〕

○都市政策課長（五十嵐博文君）

お答えをいたします。

3の3引く〇〇〇とかいう数字は、もしかしたら県単価を表しているというようなご指摘なのかもしれないですが、そこは私どものほうでは確認が取れない部分です。平成18年度の単価表等も私ども持っておりませんし、ただもう一点、ほかの備考欄にBの後、数字が、ハイフン挟んだ数字が羅列しているようなところというのは、これは、今現在使っておる営繕のシステムのコードをちょっと連想させるような記述なんですけど、当時、糸魚川市は、まだ営繕システムを導入しておりませんので、こういう記号の情報等が、糸魚川市のほうから提供できる状況ではないということで、一連の関係がないと。県単価の漏えいは、認められないという答弁をしておるものでございます。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。

○12番（田中立一君）

県の方も、私は営繕課に行ったもんですから、このこと詳しいことに関しては、管理は別な課があるらしくて、県のほうには、そちらのほうで、行政のほうの方から、確認してもらったほうがいいんじゃないかという話は聞きました。営繕課のほうでは、これは、ちょっと驚いて見てはいましたけどもね。ぜひこのことについて、先ほどまだ確認はできないところのお話も出ましたが、これ県の担当課のほうに、これは間違いなく大丈夫ですというふうに確認をしてみたいかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

五十嵐都市政策課長。〔都市政策課長 五十嵐博文君登壇〕

○都市政策課長（五十嵐博文君）

お答えいたします。

以前に県単価というような表記をして、それは趣旨が違うということで、一連の中で県のほうにおわびをさせていただいて、今後注意するというような配慮をいたしております。

今書いてあるのは、Pという頭文字がなくて、ただの3引く182とかそういう数字ですので、それが本当に県単価のところに表すかどうかというのを県に確認してくれということ自体が、ちょっとなかなか厳しいのではないかなというふうに考えております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。

○12番（田中立一君）

私は、普通こういうことで聞かれたからと、もうすぐに県のほうに聞けば、済む話じゃないかなと。手っ取り早いのが一番そうですね。なので、そのように聞いてもらえたらどうかというわけですけれども、何でそんなにできないのでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

五十嵐都市政策課長。〔都市政策課長 五十嵐博文君登壇〕

○都市政策課長（五十嵐博文君）

何でということではなくて、今の状況では、そういうふうに表示をしたのも、糸魚川市が糸魚川市の責任で表示をしたのでしょと。そこに、それをもって県単価というふうに表示したということ時点が、糸魚川市が悪いことをしている。漏えいとかそういうことではなくて、県単価という表示をしていること自体が、県としてはよろしくないことだということですので、それを県に対して、また過去に、平成18年のときに表示してしまったかどうかを確認したいのというふうに関合せというのは、今こういう状況の中では、県に対してそういうアクションは、やはりそういう提供を受けている私どもとしては、やりづらいということでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。

○12番（田中立一君）

これずっとやるとこのまま時間が行っちゃいそうなので、私はその辺のところを要望させてもらいます。

次の（2）のほうの書式でありますけれども、先ほどの答弁では、これ書式じゃないというふうに言われましたが、これ糸魚川市の書式でなければ、どこの書式、業者の書式なんだろうと思うんですが、いかがなんでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

五十嵐都市政策課長。〔都市政策課長 五十嵐博文君登壇〕

○都市政策課長（五十嵐博文君）

お答えをいたします。

市長答弁のとおり、当時定めていた市の書式ではございません。

何でそうなったかっていうことを、恥ずかしいんですが、少し業者のほうにも問合せをいたしました。担当の職員が、平成29年に退職して連絡取れないので分からんけど、市の監督員からの指示なんじゃないのかなというようなお返事でした。ただ、それが確かなものかどうかというのは、分かりません。

ただ、市で、積算図書を、あえて違う様式で作成を指示するということは、ちょっとメリットが見受けられませんので、議員おっしゃるように、業者から出てきたものをそのまま発注に使えるというふうに担当が判断して、そのまま同じものを使ったのではないかとということが考えられます。

ほかの建築の技師に聞きますと、違う書式で成果品を受け取ってしまうと、技師は、糸魚川市の書式をしっかりと使わなきゃいけないという意識がありましたので、発注のときに全部また書き換えたりしなきゃいけなくて余計な時間がかかっているため、書式にはこだわったというような職員もおるんですけど、その当時の担当職員は、これそのまま使えるから、そのままもらっておこうというふうに判断したのではないかなというふうに、これは推測ですが、考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。

○12番（田中立一君）

この資料の中に建築工事設計要綱があるんですけども、業者への指定の中に、糸魚川市の指定する書式とわざわざ書いてあるんです。なのにそんなことが起こるとするのは、一体どういうことか。

今の答弁だと、ちょっとおかしいんじゃないかなと。しかもこれは、市の発注図書なんですよ。市の発注図書が、そのまま業者と同じ。単価までみんな入っている。これ、まずおかしいし、やはりこの面においても漏えいがされているというふうにも見てもいいんじゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

五十嵐都市政策課長。〔都市政策課長 五十嵐博文君登壇〕

○都市政策課長（五十嵐博文君）

お答えをいたします。

まず、先ほどの件で、県単価との関連性というのがはっきりできないということで、まず漏えいというところはグレーでございます。ないという、関連がないという前提で、当時の職員が、仕様書には、そういう図書は市の書式によることって当然明記されているんですけど、その書式じゃなくても、実際の自分の実務に使えるので、それをそのまま受け取って、それをそのまま発注したと。工事費を積算することは、コストを払って設計業者にやっていただいていることでございますので、

それが成果品として使えるのであれば、それをそのまま使ったということも、手抜きというか、市の書式によるというところに反してるところではありますけど、それをそのまま使ってしまったのではないかというふうに今考えております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。

○12番（田中立一君）

苦しいですね。非常に苦しいですね。どういんですか、それでいいんですか、大丈夫ですか、そういう答弁していて。わざわざ要項に明記されてるんですよ。それをやっていない。これは発注図書ですよ、さっきから言ってるように。発注図書の中に、これをそのまま業者から来たものを、同じ様式で、同じ数字でやっている。

前回、この単価漏えいが発覚したのは、書式が、市の書式でどちらも業者が出したのもあれば市のほうの発注図書も同じだということから始まったんですよ。これも同じなんだけども、パターンが違う。全部業者のもの。そっから始まるわけですよ。今の答弁でいいのかなと。かなりこれ、ずさんなことじゃないかと。

それからもう一点、今、課長の答弁の中で気になったのは、以前こういった質疑の中で、たしか古畑議員とか保坂議員の答弁で、業者が来たものをそのまま使うようなことはない。必ず市の単価や、あるいは県の単価、こちらの数字に合わせて、全部作り変えてやるんだと。あれはじゃあ、うそだったんですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

五十嵐都市政策課長。〔都市政策課長 五十嵐博文君登壇〕

○都市政策課長（五十嵐博文君）

お答えをいたします。

見積もり内容ですとか単価適用日が、設計段階と離れている場合には、全て作り直して、当然その発注時点であった積算単価で置き換えて発注するという答弁でございます。

繰り返しになりますけど、22年のときも、積算してもらうことを業務として発注しておりますので、書式を違っているということは、それはよくない、ルールには背くことですが、ちゃんと私たちが委託をして、対価として受け取ったものを、私たちの発注業務に使うということ、そこ自体は悪いことではないと思います。書式の違いは、ルールに反していることでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。

○12番（田中立一君）

これ見ると、最初の一、二枚だけ担当者が作って、後は業者の書式。要は、担当者がやった仕事は、これだけじゃないかと。あまりにもずさんじゃあないですか。その辺のところをちゃんとチェック体制ができていないから、いろんなことが起こってるんじゃないですか。ちょっとおかしいで

すよ。こういうのを見逃してきたというふうには見えないうですけれども、チェックちゃんとした上での答弁なのかどうか。これも恐らくネットやら何やらで配信されてるから、多くの人が見たりもしてるんでしょうけれども、しっかり答弁をお願いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

五十嵐都市政策課長。〔都市政策課長 五十嵐博文君登壇〕

○都市政策課長（五十嵐博文君）

お答えをいたします。

繰り返しの答弁になって恐縮なのですが、設計業者に、県に無断で単価を伝えたという事実が確認できれば、それは県との約束の違反です。で、今議員おっしゃるように、業者から出てきた図書をそのまま上に仕様書とつけて発注をするということは、それ以前に業務委託の段階で、そういう図書を作ってくださいという契約をしていますので、単価の見直し等の必要がなければ、それをそのまま使うということは適切であると、適正であると思います。書式が違っていることを、私たちのほうがその成果品として受領したときに、これは糸魚川市の書式ではないですねというような、そういうチェックなり指摘なりというのは、そこは田中議員おっしゃるとおり、しかるべき、あるべき内容でございますが、そこは、抜け落ちていたというところは、そこは申し開きができないところでございます。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。

○12番（田中立一君）

この当時のことは、課長、恐らく分からない。残ってる資料だけなんですけども、この当時のことで問えるのは、市長だけですか、答えることができるのは。今のやり取り、どのように思いますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

確かに私は、糸魚川市の全ての責任者であるわけでございますが、いろんな今事業をやっておるわけでございますが、その途中経過のいろんな、その取り上げの中に、何を取り上げて、何を作っておるかという途中経過での内容については、細かくは把握しておりません。

しかし、今、課長の答弁を聞いておりますと、やはり我々は、全てできるものではございません。いろんな事柄については、コンサルだとか調査会社に依頼をし、そういったそういうものを積み重ねた中で事業を展開いたしている部分でございますが、そういったところの今、数字のご指摘だろうと思っているわけですが、我々は、逆にそれを変えて使うこと自体がどうなのか。またいろんな、やはりそれは時代も変遷したり、いろんな流れは変わってることもありますが、そ

ういったところの時間的な経過を見た中で、もしそれが直近であったら、同じ数字が出ていくのではなかろうかと私は判断する次第でございます。

でありますから、私は、今の様式だけ捉えておる話なのか、数字を捉えておるのかという、やはりその辺の違いがあるかと思いますが、それによって判断が違うんじゃないかなと思っていますし、数字に対して私は正しいのではないかと捉えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。

○12番（田中立一君）

数字も様式も全部であって、その根底にあるのは、行政への信頼というものが問われているということであって、私が心配してるのは再発防止ができるかどうかということであるし、今後15億の大きな事業をまた抱えている中であって、信用・信頼がちゃんと築いてないと事業そのものも、これから厳しいんじゃないかなというのを問わんと。そういったことを問うているわけでありまして。しっかりとやっていただきたいと思うんですけれども。次の復興市営住宅のほうに入りますけれども、今の件もしっかり申し開きができないとか何とかでなくて、調査のほう、できる範囲でお願いしたいと思います。

それから、復興市営住宅なんですけども、これは大火後の大きな事業で、目玉で、全国的にもやはり注目されたということで、多くの入札業者がある中で行われたものでありますけれども。かなり大きな金額が、国の補助を受けているんじゃないかなと思うんですが、大体これ、国の補助金で幾らか分かりますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

山口財政課長。〔財政課長 山口和美君登壇〕

○財政課長（山口和美君）

お答えいたします。

復興住宅につきましては、平成29、30年度ということで取組をいたしております。その中で、事業費につきましては5億9,000万ほど、国費につきましては3億5,400万ほど頂いて、事業のほうを進めております。残りにつきましては、県の補助金、また市の起債を活用いたしまして、対応いたしましたところでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。

○12番（田中立一君）

多くの補助金を活用していると。これはこれでいいんですけれども、何でこんなことを聞いたかという、この構造計算適合性判定申請書、この資料を求めたところ、補助金関係書類の資料も一緒に来たんですけれども、この中にもはっきりと県単価の表示がされていますけれども、これはご存じですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

五十嵐都市政策課長。〔都市政策課長 五十嵐博文君登壇〕

○都市政策課長（五十嵐博文君）

すいません。今の田中議員のご指摘の図書の関係の県単価の表示については、承知しておりません。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。

○12番（田中立一君）

この補助金関係の中に、県単価が全部入っております。もともと3件、県単価漏えいの中に復興市営住宅が入っているので驚いたけれども、ここにもかというふうな思いがしているわけでありませぬ。

県単価漏えいの話に続くんですけども、これが今、承知してないというのは記憶にない、全然分からないってことであって、分からないで、本来こういうものは、議員の自分にも資料請求して、安易に渡すことができないんじゃないかなということ、前のてんまつのときに話を聞きました。もしこれが県単価とすれば、それに当てはまるんじゃないかと。その辺のお考えは、いかがですか。

〔「休憩取って確認したら、資料」と呼ぶ者あり〕

〔「休憩をお願いします」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

暫時休憩いたします。

〈午前10時56分 休憩〉

〈午前11時15分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

井川副市長。〔副市長 井川賢一君登壇〕

○副市長（井川賢一君）

お答えいたします。

休憩時間取っていただいて、申し訳ございませんでした。

補助関係書類に添付の設計書に、県単価の表示があるという指摘だというふうに受け止めました。この設計書につきましては、当時、県の承認を得ずに県単価の表示をしていたものであります。

ただし、この件につきましては、再発防止対策も含めて、県にてんまつ書を既に提出をして指示を受けているものでございまして、今後もこういった対応は、今後はないように対応しているところでございます。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。

○12番（田中立一君）

私、もう一個聞いたんですよね。議員への漏えいに当たるんじゃないかと。てんまつ書で、私が資料請求したら、議員へもやったのがこの事案に当たるということを皆さんに、議員全員に報告したでしょう。そのときはプールだったんですけれども、復興住宅は、私にはそれなかったんですけども、今回のこのケースは、それに当たるんじゃないかということも聞いたんですが、いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

井川副市長。〔副市長 井川賢一君登壇〕

○副市長（井川賢一君）

お答えいたします。

田中議員に対して、そういった開示したのも漏えいに当たるのではないかというご指摘だと思います。その部分も含めて、県にてんまつ書を提出して、私は、その中で対応されたものだというふうに認識しております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。

○12番（田中立一君）

勝手に私の、何て言いましょうか、報告したと言われても、今私は、今回の資料請求で知ったんですよ。そのとき、県のほうに行ったときは、復興市営住宅の、これてんまつ書ですよ。この時点の中での話でしょう。私が含まれてないんですよ。そうでしょう。今私が、今回の資料請求で、補助金のところ見たら、あっと思って、どうなんだと思って、ずっと今日まで見てきたんですけどね。だから、私に補助金の、県単価の開示は、今、最近なんですよ。だから、これが該当するんじゃないかということを知っているんです。一緒にされたら、おかしな話です。

○議長（松尾徹郎君）

暫時休憩いたします。

〈午前11時18分 休憩〉

〈午前11時25分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

五十嵐都市政策課長。〔都市政策課長 五十嵐博文君登壇〕

○都市政策課長（五十嵐博文君）

度々お時間を取ってしまいまして、大変申し訳ございません。

今ほどの件については、県のほうに確認を取っております。

まず、令和4年のときに糸魚川市議会議員より、平成29年度の駅北大火復興市営住宅実施設計業務委託に関して、資料の提供の依頼があります。つきましては、県の協定に基づき、開示していか協議いたしますということで、私ども協議を県に上げております。それに対する回答として、新潟県が作成する積算関係図書の第三者への提供ということで、そのときには、当該単価が平成29年及び平成30年度のものなので、単価適用日から1年を経過しているため、今回は提供することはいいよというような回答を県のほうから頂いて、今回、田中議員のほうには、それをそのまま添付したものでございます。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。

○12番（田中立一君）

結局、県のほうから許可を得たというふうに言うんですが、ちょっとよく分かりづらかったですね。時間がたっているということもあるし、令和4年度の、このときのお話の中でということで、もうこの辺の許可を得ているというふうに今言われたんですか。もうちょっと詳しく、分かりやすくお願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

大嶋産業部長。〔産業部長 大嶋利幸君登壇〕

○産業部長（大嶋利幸君）

当時、県のほうへてんまつ書等を提出しましたところ、その設計図書につきましては、1年が経過してるので、支障がないという回答を頂いたところでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。

○12番（田中立一君）

非常に分かりやすかったですね。ありがとうございます。

これは、そのときの話であって、支障ないとは言ったけども、本当はよくないんでしょう。で、今回のことについて聞いてるわけじゃないんですよ。今回のこれも、年限はたっているけれども、これも支障ないというふうに、許可を得たというふうに理解していいんですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

大嶋産業部長。〔産業部長 大嶋利幸君登壇〕

○産業部長（大嶋利幸君）

県に協議しましたのは、同じ工事内訳書でありまして、今回の資料につきましても、その工事内訳書から引用されておる手持ちの資料でございまして、支障がないというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。

○12番（田中立一君）

要は、市の判断ですね、これは。じゃあそういったことではね。市のほうでは、そのように判断して提出したということですね。私もちょっとこれ注意しておきたいと思います。

もう一個気になるので。構造計算適合性判定申請書はなかったと。不要だったということなんですけれども、市長、やっていないことに税金を払っていいんですか。それとも業者に改めて7万5,600円でしたっけ、前回の一般質問のときに数字があったんですけれども、7万5,600円相当の金額を払っていると思うんですけど、やっていないことに払っていいのかどうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

五十嵐都市政策課長。〔都市政策課長 五十嵐博文君登壇〕

○都市政策課長（五十嵐博文君）

お答えをいたします。

結果は、やっていないことに7万5,600円相当の金額を、市が支出したことになります。

設計業務をやっていくに当たりまして、適判業務に適合しないようにいろいろ作業をした経緯というのが、設計業者との打合せ記録の中に残っています。適判に該当してしまうと、またそこで審査の時間がかかりますので、被災者のことを思って、なるだけ工期を短くしようと思って、適判に該当しないようにしたということ自体は分かるのですが、じゃあいろいろ検討したりして、適判をなしでいいので、それを積算上どう扱っていいかという部分の、要は、これはそういういろいろ検討業務をしてもらったので、変更の対象にしないよとか、そういう協議が交わされておりませんので、結果的には、今の議員のおっしゃるように設計計上されている成果品が、市の手元にないという結果だけが残っているものでございまして、これに関しましては、詳しくちょっと法的にそういうところが請求できるのかということころは、ちょっと今私のところでは、その知識がございません。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。

○12番（田中立一君）

大丈夫ですか。ちょっと心配になりましたね。

単純に、やっていないんですよ。申請書、申請してないし、適判と言うんですよ、このあれはないわけですよ。どんな打合せやったかなんていうのは、いろいろと今言われましたけれども、

大丈夫ですか。これほかの人が、もし詳しい人が聞いてたり見てたりしたら、糸魚川はこういう成果を出さなくてもお金を払うんだということになってしまうわけでしょう。いいんですかね、これで。ちょっと心配になってきますね。金額が少ないからいいと思ったんでしょうか。ちょっとその辺の考えいかがなんでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

渡辺総務部長。〔総務部長 渡辺孝志君登壇〕

○総務部長（渡辺孝志君）

お答えします。

確かに契約でありますので、内容をしっかり精査して、ちゃんとしかるべき変更契約とか、精査するべきところだったと思います。やっぱり業務は、しっかり仕様書に基づいてやるのが原則でありますので、こういったところはしっかり改善をさせていただきなきゃいけないというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。

○12番（田中立一君）

しっかり考えるのはいいけど、どうするんですか。

○議長（松尾徹郎君）

暫時休憩いたします。

〈午前11時32分 休憩〉

〈午前11時33分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

渡辺総務部長。〔総務部長 渡辺孝志君登壇〕

○総務部長（渡辺孝志君）

金額の多少はございますけれども、相手方にもやっぱりもうちょっと経緯を確認しながら、しっかり対応しなきゃいけないというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。

○12番（田中立一君）

どうも今、この場では答えが出ないようですね。そういうふうに理解するしかないのかなと。い

ずれ、何らかの形で、皆さんの前でてんまつを報告していただかなきゃいけないんじゃないかと思
います。

それと12月の答弁では、というか、この申請書等の建築主、すなわち市ですよ。市が、機関
に提出することになっているから、これ担当者としては、これが必要かどうかで、もうその時点
で少なくとも分かっているわけであって、担当者はそうだけれども、市がそれを分かってなきやい
けないわけであって、12月議会のときには見当たらないとか、所在を確認するとかという曖昧な
答弁だったんですけれども、本来もうこの時点においては、分かっているなければならない話じゃな
いかと思うんですが、いかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

五十嵐都市政策課長。〔都市政策課長 五十嵐博文君登壇〕

○都市政策課長（五十嵐博文君）

お答えをいたします。

適合性判定が必要のないということは、市としては認識をしておりました。

ただ、議員のおっしゃるように、業務委託の中にその申請書を作るようにという、私どもが仕様
になっているのに、それが成果品の中に見当たらないと。

ただ、ほかの何件か見当たらない書類もほかの場所から出てきたり、パソコンのデータの中に保
存されていたりということではばらばらだったものですから、今12月議会のときに確認できた透視
図みたいなのは、もう実際に物を飾ってあるとか、分かるところをお答えいたしました。そのとき
には、成果品の存在が、適合性判定のときにはまだ見つからなかったもので、そのようにお答えをいた
しました。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。

○12番（田中立一君）

何か間に合わせの答弁を、私は聞かされたのかなというふうな印象を持ってしまわざるを得ない
ですね。今、この一連の流れを見ていると、いかにもこの元市職員の担当者というのを、いい加減
にやってきたんじゃないかと思わざるを得ませんし、何よりも、これを全然見抜けないできたのか
なという印象はやはりありますね。今、そのことを資料を求められて、いろいろ伺う中で、言葉は
適切ではないかもしれませんが、つじつまを合わせるのに苦勞をしているように見受けま

先ほどの補助金の資料のことについてもそうなんですけれども、こういう資料を出すときにも、
当然、私はそういったことを、もう目を、出す側としては通して、問題ないというか、その辺のと
ころ全部聞かれても分かるようなことだと思っているわけなんですけれども、その辺の体制が、まずで
きていないんじゃないか。少しその辺の反省も必要ではないかと思うんですけれども、いかがでし
ょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

五十嵐都市政策課長。〔都市政策課長 五十嵐博文君登壇〕

○都市政策課長（五十嵐博文君）

言い訳のような答弁に聞こえているというのは、恐らくはたから見ている人も、そう感じているのではないかと思います。例えば、一連の不祥事に始まって、こういうことが何で議員の皆様からこういう資料請求をしたり、問合せをされているかという、そちら側の目から見たときに、私たちの仕事はどうなんだろうという目は、恥ずかしいですけど、今の建築分野のところには欠けていた。そこは、私は否定しません。過去の責任云々かんぬんは、なかなか私、今できないですけど、今もう、何ていうんですかね、これから新しい人が入ってきたときに、設計っちゃこういうふうにするんだよとか、保存する資料ってこういうのだよとか、もうマニュアルを今、係で作って、課内では少し共有をしていますが、これを次の質問にも関わってくるんですけど、財政当局のほうと共有をして、誰がやっても同じ、あと逆に、そちらのほうから疑われて、これだけの時間とか、汗を使うというのも、ほかの仕事がその分減ると、それはそれで市民の迷惑ですので、そういうところは本当にもう意識して厳しく、今、自分を厳しく見ているというのが、今の都市政策課の状況でございます。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。

○12番（田中立一君）

都市政策課は、今いろんな課題を抱えている中で、今そういうふうな対応を考えているということで、都市政策課の考えは分かりました。ぜひ、先ほども言いましたけれども、あくまでもこういった体質や、あるいは体制というものをしっかり見ないと、再発防止、あるいは今後起こらないということにはならないんじゃないかと。

さらには、先ほど言いました駅北のいろんなまた施設、またこれからやるわけで、大きな金額も動くわけでありまして、その辺においてしっかり信用を得られる形にしていかないと、やはりいいものできないんじゃないかと。結果は、入札したらやはり99%だったとか100%に近いとか、そういう数字になった場合、一体どうなんだというふうに、また出てきますのでね、そういったことも含めて、しっかり対応したいと思っておりますけども、都市政策課の考えは分かりましたが、さっき部長もせっかく出てこられた。今やり取りで、部長はどういう心構えでおられますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

大嶋産業部長。〔産業部長 大嶋利幸君登壇〕

○産業部長（大嶋利幸君）

先ほど五十嵐課長が答弁したとおりでございまして、今部内におきましても一連の作業のダブルチェック体制ですとか、マニュアル化を進めておりまして、それに基づいて適正な事務処理を行うよう努めてまいりたいというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。

○12番（田中立一君）

思わず時間をたくさん取ってしまって、後のほうが少し尻切れになりそうなんですけれども、（2）の復興市営住宅の監理業務ですけども、監理対象面積、答弁も頂きましたけれども、前回、国交省に監理面積についての見解を私は聞いたということを述べさせてもらいました。そのときには、一般論じゃないかという答弁もありましたけれども、私は、私への回答のこういった書類も全部見せての上での話でありますし、その後、県庁へも行って、県庁の営繕課の職員にも、これを見た上での見解を聞きました。また隣の上越市にも行ってきました。あんまり詳しいあれまでは、さすがにあれなんですけれども、こういう場合の見解はどうですかということで、官庁施設の基準とか要綱、これに照らし合わせての対応を聞いたら、全部、私の見解と同じでありました。やはり課長が言われた、あれは市のほうで言われることもあるのかどうか分かりませんが、これを答えるに当たって、県なり、あるいは国なりにちゃんと聞いてみたらいかがですか。その調査をするとかしたらいいんじゃないですか。いかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

五十嵐都市政策課長。〔都市政策課長 五十嵐博文君登壇〕

○都市政策課長（五十嵐博文君）

お答えいたします。

県、国が示している積算基準は、県は県のために、国は国のために作っているもので、私どもは、それを提供して、大概はそのとおりにやっているものですが、基本的には設計者、あと市の判断で、そこはやっていくものです。12月の答弁の繰り返しですが、今回そういう特殊な構造物ということで、そういう通路部分のところを監理が必要な面積ということで、設計監理面積の中に監理をしていただく面積として入れました。

同様に、じゃあ糸魚川市の独りよがりでは駄目ですので、他市のほうにも聞いてきました。なかなかこういう、ひさしがずっと伸びているようなとか、なかなかケースが少ないのでばらばらですが、確かにおっしゃるように、上越市さんは、そこはノーカウントだということを言っています。

ただ、前回でも出しました、それが単体の仕事で出されるときに、監理業務が必要なときに面積がゼロというときにどうするかというときに問題になるかと思えます。それに関しては、見積もりを取っているという自治体もありますし、もう国の基準をそのまま、私の市では国の基準を、そのまま建築の基準なんですけど、そういう雁木のような通路のときの監理業務にも使っているよとか、それはそれぞれの自治体が、自分たちの責任でやっていることでございます。

こういう見解ばらばらな状況なのですが、糸魚川市は、建物に付随する一連の構造物として、監理が必要な面積としてカウントをしたということでございます。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。

○12番（田中立一君）

そのためにわざわざ350平米を増やして、それだけの百二十五、六万円ですか、金額を多くやっていると。だったら、これをやるに当たっては、例えばこういった工事をやるには、工事の仕様書というものがあるんじゃないかと。これも県のほうにも聞いたりしてのお話なんですけれども、何らかの仕様書だとか、あるいは12月議会のときに課長が国交省の通知の話も出しましたけれども、そういったものへは何か基準要領を見ていると、そういうものをやる場合には、何らかの明示したものがあはずだと。どっかにあるんじゃないですかという答弁も聞くんですけども、私が頂いた資料の中には、仕様書においても、あるいはこの確認、建築基準法をプラスして、そういったものをやる場合には、そういうものを明記してあるはずじゃないかということに対して、その資料が見当たらないわけですよ。当然こういった大きな事業ですし、これだけの金額が違ってくるということになると、そういうものがないと説得力がないと思うんですよ。単なる言葉のつじつま合わせみたいになっていくんですけども、これでは説得力がありませんよね。120万という金額、やっぱり大きいんですよ。自分たちが建物を建てた場合やなんかに、あるいは何か買物するにしてもすごく気にすると思うんですけど、こんな大きな数字は、やはり自分のお金だと思うとなかなかできない話なんです。いかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

五十嵐都市政策課長。〔都市政策課長 五十嵐博文君登壇〕

○都市政策課長（五十嵐博文君）

お答えをいたします。

金の大小ではないと思います。1,200円でも駄目ですね。

ただ、繰り返しになりますけど、今回私たちは、そういう先ほどの答弁で、監理が必要ということを示しました。ただ、同じように質問で頂いている、そうしますと、建築確認申請の面積と、そういう施工の監理をしている面積が、当然違ってまいります。そういう逆に特異例だよということちゃんと仕様書で、ここについては、あえてこういうことを記述してるんだという表記については、後の人が、こういういきさつを知らない将来の人たちが、その書類を見たときに、そういう記述を残しておくことというのは有益かと思しますので、そこら辺に関しては、今後どういうケース出てくるか分からないですけど、仕様書の中にそういう旨は明記していきたいと思っています。ありがとうございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。

○12番（田中立一君）

今後じゃなくて今回、今後もちろんなんですけど、その条件を明示することというふう運用に出てるんですよ。しっかりやっていただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（松尾徹郎君）

以上で、田中議員の質問が終わりました。

ここで、暫時休憩いたします。再開を1時といたします。